

令和6年度港区定額減税補足給付金の支給について

1 概 要

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族の人数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回り、控除しきれない者に対し、定額減税補足給付金を支給します。

2 背 景

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）により、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税及び個人住民税の減税（以下「定額減税」といいます。）を行い、国民に分かりやすく「税」の形で直接還元することとされ、令和6年3月30日公布の所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）により、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税から定額減税が行われます。

また、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者には、定額減税やほかの給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援として定額減税補足給付金の支給を行うことが示されました。

3 定額減税の概要

（1）令和6年分所得税

ア 減税対象者

合計所得金額が1,805万円以下である納税者（国外居住者を除きます。）

イ 減税額

以下のとおり算定する定額減税可能額を、他の税額控除後の所得税額から控除します。

なお、定額減税可能額が当該所得税額を超える場合は、当該所得税額が限度となります。

（ア）納税義務者（本人） 3万円

（イ）控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除きます。） 1人につき3万円

（2）令和6年度分個人住民税

ア 減税対象者

合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者

イ 減税額

以下のとおり算定する定額減税可能額を、他の税額控除後の所得割額から控除します。

なお、定額減税可能額が当該所得割額を超える場合は、当該所得割額が限度となります。

（ア）納税義務者（本人） 1万円

（イ）控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除きます。） 1人につき1万円

※所得割額及び減税額は、都民税と区民税で案分されます。

4 定額減税補足給付金の支給に係る事業内容

(1) 支給対象者

定額減税可能額 (A) が定額減税控除前の令和6年分推計所得税額 (B) 又は令和6年度分個人住民税所得割額 (C) を上回り、控除しきれない者

※ただし、合計所得金額が1,805万円超の納税義務者を除きます。

(2) 支給額

定額減税可能額 (A) が定額減税控除前の令和6年分推計所得税額 (B) 又は令和6年度分個人住民税所得割額 (C) を上回り、控除しきれない額

※ただし、合計した支給額の1万円未満の端数は切り上げ

■算出例

配偶者と子ども2人を扶養する納税義務者について、定額減税控除前の令和6年分推計所得税額が7万3千円、令和6年度分個人住民税所得割額2万5千円だった場合

【所得税分】

(A) 定額減税可能額 (@3万円×4人) - (B) 推計所得税額 (7万3千円) = 47,000円

【住民税分】

+ (A) 定額減税可能額 (@1万円×4人) - (C) 住民税所得割額 (2万5千円) = 15,000円

62,000円

(1万円未満の端数を切り上げ)

支給額 70,000円

(3) 対象者数 (想定)

約20,000人

(4) 予算規模

771,721千円

(内訳)

定額減税補足給付金総支給額 635,900千円

事務費 135,821千円

※事務費のうち委託料126,632千円は、予備費充用により予算措置済みです。

(5) 特定財源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (定額減税補足給付金総支給額及び事務費の一部)

(6) 定額減税補足給付金の支給手続

令和6年7月初旬に、対象者に申請書類を送付します。その後、郵送又はオンラインで申請のあった者に対して定額減税補足給付金を支給します。

なお、区民からの問合せ対応のため、6月3日からコールセンターを開設するとともに、7月初旬から受付専用の窓口を区役所内に設置します。

5 区民への周知方法

広報みなと、ミナトマンスリーのほか、区ホームページやSNS、区設掲示板等で周知しま

す。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年	5月	中旬	区ホームページ掲載
	6月	1日	広報みなと・ミナトマンスリー掲載
	6月	3日	コールセンター開設
	7月	初旬	申請書類送付、窓口開設
	7月	中旬～	給付金振込開始
	10月	31日	申請書類受付期限

定額減税後の年税額の徴収方法

原則として以下のとおり徴収します。

1 給与所得に係る特別徴収の場合

令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の年税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月で案分した税額を徴収します。



2 普通徴収の場合

定額減税前の年税額をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から順次控除し、徴収します。



3 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合

定額減税前の年税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除し、徴収します。

